仕　様　書

京都市教育委員会事務局　生涯学習部　学校地域協働推進担当
（担当　徳田、小田　電話　075-251-0456）

件　　名	「ジュニア京都文化観光大使２０周年記念事業」に係るパイプ椅子賃貸借及び設営業務
契 約 期 間	令和８年１１月２１日（土）

契 約 条 件

１　履行日及び履行場所

（１）履行日　令和８年１１月２１日（土）

（２）履行場所　京都市立中京中学校　体育館

〒604-8382　京都市中京区西ノ京北聖町５１

２　業務内容

（１）パイプ椅子８０脚の貸出（履行場所への搬入及び搬出を含む。）

（２）履行場所におけるパイプ椅子８０脚の設営

３　作業日程

（１）集合　午前１０時００分　履行場所（体育館）に集合すること。
なお、校門は午前９時３０分に開門する。

（２）設営　午前１０時３０分までに設営を完了すること。

（３）回収　午後３時４０分から午後４時１０分までの間に回収すること。
なお、椅子は本市職員が折りたたみ、体育館内の所定の場所に集積したものを引き取ること。

４　設営配置

設営配置については、契約締結後、本市から配置図をデータにて送付する。

受注者は配置図に基づき設営すること。

５　貸出物品の仕様

折りたたみ式のパイプ椅子とし、汚損・破損がなく、安全に使用できるものであること。

６　経費の負担

物品の賃借料、運搬費、人件費その他本業務の履行に必要な一切の経費は、

契約金額に含むものとする。

７　支払方法

業務完了後、請求により一括払い

８　その他

（１）搬入・搬出車両の駐車場所及び搬入経路については、事前に本市担当者と協議すること。

（２）学校施設内での作業であることに留意し、施設・設備を損傷しないよう十分注意すること。

（３）作業に当たっては安全の確保に万全を期し、事故その他の異常が発生した場合は、速やかに本市に報告するとともに、適切な措置を講じること。

（４）受注者の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えた場合は、受注者がその賠償の責めを負うものとする。

（５）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市担当者と協議のうえ決定する。